

# コーポレート・ガバナンス

沖電気グループは、経営の透明性・効率性を確保し、ステークホルダーの皆様からの信頼に応えるべく企業価値を継続的に高めていくことが、経営の最重要課題の一つであると認

識しています。このために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化に向けたさまざまな取り組みを行っています。

## コーポレート・ガバナンス体制

沖電気では、従来からの取締役、監査役制度に加え、「経営諮問委員会」および「報酬委員会」を設置しており、社外取締役1名、社外監査役2名を任用しています。また、執行役員制度を導入し、経営と業務執行を分けることにより、経営の効率性の向上を図っています。

「経営諮問委員会」は、トップマネジメントのアドバイザー機関です。社外の有識者の参画により、経営の透明性・健全性を高めていくことを目的としており、代表取締役の社内委員3名、社外委員3名で構成されています。「報酬委員会」は、取締役、執行役員、執行参与の報酬の水準・仕組みの透明性を維持するもので、代表取締役3名で構成されています。

毎月開催している「取締役会」においては、経営の基本方針およびその他の重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っています。また、原則週1回開催する「マネジメント会議」においては、沖電気グループの業務執行に関する重要事項を決定するほか、各事業部門からの業務執行に関する主要な報告を受けています。マネジメント会議にはCEOのほか常務執行役員以上の役員および監査役が出席し、ガバナンスの徹底を図っています。

報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行い、取締役の職務執行を監査しています。

また、内部監査部門として公認内部監査人を含む5名で構成する「監査室」を設置しています。監査室は、内部監査を実施することによって、会社業務全般についてその実態を適正に把握するとともに、業務遂行の過誤不正を発見、防止し、経営の合理化および業務の改善を支援していくことを目的としています。

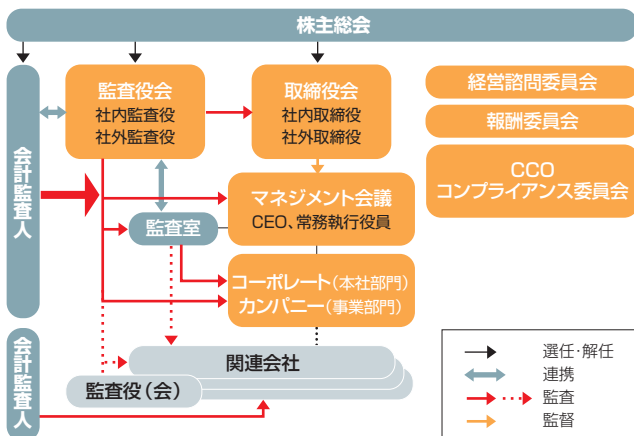
監査の実施にあたっては、会計監査人が監査役に会計監査の状況を随時報告するほか、監査役が内部監査部門から職務の執行状況を聴取するなど、公正で適切な監査が実施されるよう努めています。

## 「ディスクロージャー委員会」を設置

沖電気は従来、東京証券取引所の定める適時開示規則に則った株主・投資家向けの情報開示はもちろん、プレスリリースやホームページなどを通じて適切かつ積極的な情報発信に努めてきました。さらに昨今は、情報開示に関する企業の姿勢が厳しく問われていることを受けて、2005年2月に「ディスクロージャー委員会」を設置し、多様なステークホルダーに対する情報開示体制を強化しました。

同委員会は、開示すべき重要情報について、開示手段の決定や資料作成を行い、速やかに公表します。開示義務がない情報についても、ステークホルダーに影響を及ぼすと判断した情報については自発的に公表するなど、正確・迅速な情報開示に努めています。

●コーポレート・ガバナンス体制図



## 監査役監査および内部監査

沖電気は監査役制度を採用しており、社外監査役2名（うち常勤監査役1名）とそれ以外の常勤監査役2名が、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役などから受領した

●情報管理体制図

